

○飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議補助金交付要綱

平成28年7月4日

飯塚市告示第198号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議が行う事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業、活動及び事務(以下「補助事業等」)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の暴力追放及び生活安全意識高揚のための啓発に関する事業又は活動
- (2) 生活安全に関する事件、事故等の警察への通報等協力に関する事業又は活動
- (3) 生活安全街頭キャンペーンに関する事業又は活動
- (4) 生活安全調査に関する事業又は活動
- (5) 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議の運営に関する事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業、活動又は事務

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(実績報告の提出)

第4条 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議は、補助事業完了後速やかに規則第13条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第5条 飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業等が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。